

重症心身障害児学園・病院 バルツァ・ゴードル
身体拘束等適正化（行動制限）に関する指針

1. 基本理念（施設における身体的拘束等の適正化に関する考え方）

ご利用者の生活の質を守るため、また人権尊重の観点から身体拘束・行動制限は原則的に行わない。

このためには、施設全体がそして本人やその家族も含め全員が身体拘束等の弊害を共通認識し強い意志を持って取り組むことが大事である。

但し、利用者、又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はチームでの十分な検討の上、必要な手続きを踏んで諸記録を残し行うが、解除にむけて継続的に検討していく。

■身体拘束の定義

厚生労働省より示されている項目を身体拘束・行動制限とする。

禁止対象の行為は「身体拘束その他利用者の行動を制限する行為」と定められており、具体的には次に掲げるものである。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用される。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他の施設内の組織に関する事項

施設では、身体拘束を適正化するため身体拘束等適正化委員会を設置する。なお、組織は虐待防止委員会に付属し一体的に運営する。また、委員会の開催はおおむね年に1回以上とする。

(1) 委員会の設置目的

- ①施設内での身体拘束廃止および適正化に向けた現状把握と取組状況の確認
 - ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の状況、検討及び手続が適正に行われているか確認
 - ③身体拘束適正化に関する職員教育の計画、実施
 - ④身体拘束、障害者虐待に関する規程及びマニュアル等の見直し
- (2) 身体拘束等適正化委員会の構成員

院長、現場責任者（サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者）、従業者

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

3. 身体的拘束等の適正化のための職員教育に関する基本方針

ケアにかかわるすべての職員に対して、身体拘束の適正化と利用者の人権尊重の観点から適切なサービスの提供が行えるよう、知識と技術そして啓発を目的として教育をおこなう。

- ①新採用職員については年度当初に「入職研修」として計画、実施する。
- ②ケアにかかわるすべての職員については、適正化に関する教育を（年1回以上）おこなう。

4. 施設内で発生した身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

身体拘束等の事例については、その全ての案件を身体拘束等適正化対策検討委員会に報告する。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下に沿って適正に行う。

- ① 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険な状態にさらされて、行動制限を行う以外に代替する看護・介護の方法の検討し記録する。
- ② 行動の制限は一時的を厳守する。
- ③ 利用者の人権を尊重し、適切な観察・記録を行う。
- ④ ご利用者の座位保持装置等にみられる、障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては一律に身体拘束と判断することは適当でなく、その装具の目的に応じての正しい判断が重要とされ、ご利用者に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的の座位保持装置等であっても、長時間の同一体位からの持続の圧迫による褥瘡や痛み、しびれを避ける必要がある。

そのような現状を防ぐために個別支援計画に座位保持装置等の使用法を記載する。
目的や時間、とともにリクライニングによる体位変換やベッドや、他の用具に移乗して、休息する時間等においても記載し、長時間の同一体位による二次障害や褥瘡を計画的に防止する。

(1) 身体拘束が及ぼす弊害

○身体的弊害

身体機能の低下などの外的弊害、食欲低下などの内的弊害、転倒事故、転落事故

○精神的弊害

不安やあきらめ、家族への精神的苦痛、スタッフの士気の低下

○社会的弊害

施設に対する不信、偏見

(2) 緊急やむを得ない場合

緊急やむを得ない場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 実施する場合の手順

①実施前、院長への報告指示を受ける。

②状況発生時「身体拘束」以外の代替え策を検討し内容を記録する。

③事前もしくは事後すみやかに家族等に連絡する。

④事前もしくは事後すみやかに虐待防止責任者、医師、看護師、セラピスト、薬剤師、療育職（または介護士・保育士）・家族等の参加する「臨時個別支援会議」を開催し「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認する。

⑤実施にあたっては、利用者の観察・看護を密に行い、必要最小限の方法、時間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。

⑥利用者本人や他の利用者への身体、生命の危険が無いように配慮する。

⑦実施にあたっては、カンファレンス記録支援計画を用いて検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成する。（資料5）

⑧「身体拘束」実施期間中は、隔離・身体拘束 観察記録」活用し隔離・身体拘束の間を記録記載する。(資料 4)

観察の内容は必要に応じて看護経過記録に記載する。

⑨「身体拘束」の必要な状況を認めない場合は、すみやかに解除する。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

(1) この指針については法人のホームページ等に掲載し公表する。

(2) 各事業の身体的拘束等の状況及び個別の状況については、利用者及び家族関係者からの求めに応じ、閲覧することができるものとする。

7. その他身体的拘束等の適正化の推進のための必要な基本方針

施設においては、関係機関や関連法人の協力の上、啓発や研修会をおこない、研鑽を深めることで障害者支援において身体的拘束等が適正に取り扱われるように努める。

2023年4月1日 更新